令和4年 8月18日

美里地域会議 会長 岡田 宏之 様

豊田市長 太田 稔彦

諮 問 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の7第1項の規定に基づき、 下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例(令和3年12月28日条例第38号 略称「山村条例」)の理念の実現に向けた今後の取組の参考にするため、条例第5条に定める市民の役割について、都市と山村地域の交流や連携(つながり)を深める機会を増やすために、地区住民や地域で実践可能な取組や、そのために必要な方策等について諮問します。

山村条例(抜粋)

第5条(市民の役割)

- 1 市民は、山村の価値が豊かな暮らしの礎であることを理解するものとする。
- 2 山村の価値を知ること、見ること又は体験することにより、これを学ぶよう努める。
- 3 共働により山村を守り、山村の価値を暮らしに生かすよう努める。
- 4 都市と山村が互いに交流し支え合うよう努める。

3 主管課名 企画政策部 企画課